

# 議会運営委員会

令和5年11月24日  
委員会室

## 1 開 会

## 2 第98回12月定例会の運営等について

### (1) 定例会の日程等について

### (2) 役員構成替えに向けた運営方法の確認について

#### ア 正副議長の同一委員会所属について

#### イ 議会運営委員会運営要綱の取扱い等について

### (3) その他

## 3 その他

第98回西脇市議会12月定例会の日程等について

記

1 上程予定議案とその取扱いについて  
(別紙のとおり)

2 日程及び会期

(1) 日程

11月24日(金)	午前9時30分から	議会運営委員会
29日(水)	午前9時30分から	議案説明会
12月1日(金)	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議(第1日)
	午前11時00分から	予算常任委員会
	正午	討論通告締切
	午後1時30分から	本会議(再開)

※審議等の状況により、開始時刻の繰下げを行う場合があります。

《本会議終了後、議会運営委員会等(非公開)》  
《上記諸会議終了後 資料請求調整会》

12月4日(月)	正午	議案質疑通告締切
7日(木)	午前10時00分から	本会議(第2日)
8日(金)	午前9時30分から	文教民生常任委員会
11日(月)	午前9時30分から	総務産業常任委員会
12日(火)	午前9時30分から	予算常任委員会
13日(水)		委員会予備日
14日(木)	正午	一般質問通告締切
15日(金)	正午	討論通告締切

.....(一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催).....

20日(水)	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議(第3日)
21日(木)	午前10時00分から	本会議(第4日)
22日(金)		予備日
25日(月)	午前9時30分から	議会運営委員会

(2) 会期

12月1日(金)から12月22日(金)までの22日間

3 会議録署名議員(※議長選挙の結果により、変更になる場合があります。)

第1日	3番	藤原 哲也	議員	14番	村井 正信	議員
第2日	4番	杉本 佳隆	議員	13番	浅田 康子	議員
第3日	5番	森脇 久夫	議員	12番	坂部 武美	議員
第4日	6番	藤原 桂造	議員	11番	東野 敏弘	議員

4 開票立会人（本会議第1日）

- (1) 議席番号2番から8番のうち、正副議長選挙立候補者を除いて番号の最も小さい議員
- (2) 議席番号9番から15番のうち、正副議長選挙立候補者を除いて番号の最も大きい議員

（1番藤原議員及び16番寺北議員は、令和3年11月臨時会時立会済）

5 議案質疑通告締切

12月4日（月） 正午

6 一般質問通告締切

12月14日（木） 正午

7 討論通告締切

12月15日（金） 正午

8 その他

- ・12月5日（火）  
文教民生常任委員会 請求資料配布及びその他質疑締切
  - ・12月6日（水）  
総務産業常任委員会 請求資料配布及びその他質疑締切
  - ・12月7日（木）  
予算常任委員会 請求資料配布
- } いずれも17時

※書面については役員決定日に注意

「一般質問に係る資料の取扱いについて」

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| (1) ファクトチェック等が必要なもの    | 通告時まで       |
| (2) 資料に基づき理事者の見解等を問うもの | 通告時まで       |
| (3) 紙コピーして配布が必要なもの     | 質問日3日前の正午まで |
| (4) データ配布のみなもの         | 質問日2日前の正午まで |
| (5) 持ち込み（誰にも配布しない）     | 質問当日9時まで    |





## 第 98 回市議会定例会提出議案

(R 5. 11. 24 告示)

議案等	議案名	内 容	提案説明者
議案第73号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	地方自治法の改正に伴う西脇市病院事業の設置等に関する条例、西脇市水道事業の設置等に関する条例、西脇市下水道事業の設置等に関する条例及び西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の所要の改正	総務部長
議案第74号	ふるさと西脇「日本のへそ」寄附金受入れ条例の一部を改正する条例の制定について	基金の積立てに係る所要の改正	市長公室長
議案第75号	西脇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、給料表及び期末勤勉手当を改定するとともに、在宅勤務等手当を新設する。また、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を新設する。	総務部長
議案第76号	西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	一般職の職員の給与改定及び国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、市長、副市長、教育長、議員及び病院事業管理者の期末手当を改定する。	〃
議案第77号	西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の改正に伴う所要の改正	くらし安心部長
議案第78号	令和5年度西脇市一般会計補正予算（第4号）	所要の補正	都市経営部長
議案第79号	令和5年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	所要の補正	〃
議案第80号	令和5年度西脇市立学校給食センター特別会計補正予算（第2号）	所要の補正	〃
議案第81号	令和5年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）	所要の補正	〃
議案第82号	令和5年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第3号）	所要の補正	〃
議案第83号	令和5年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計補正予算（第1号）	所要の補正	〃
議案第84号	令和5年度西脇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	所要の補正	〃
議案第85号	令和5年度西脇市水道事業会計補正予算（第3号）	所要の補正	建設水道部長
議案第86号	令和5年度西脇市下水道事業会計補正予算（第3号）	所要の補正	〃
議案第87号	令和5年度西脇市病院事業会計補正予算（第1号）	所要の補正	病院事務局長
議案第88号	西脇市公平委員会委員の選任について	任期満了に伴う後任委員の選任	市 長
議案第89号	西脇市固定資産評価審査委員会委員の選任について	任期満了に伴う後任委員の選任	〃
議案第90号	西脇市教育委員会委員の任命について	任期満了に伴う後任委員の任命	〃

議案第91号	西脇市コミュニティセンター比延地区会館の管理に係る指定管理者の指定について	西脇市コミュニティセンター比延地区会館の管理について、地方自治法第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者を指定する。	都市経営部長
議案第92号	西脇市旧来住家住宅の管理に係る指定管理者の指定について	西脇市旧来住家住宅の管理について、地方自治法第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者を指定する。	教育管理部長
議案第93号	北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の変更について	児童福祉法の改正に伴う規約の変更	福祉部長

第 98 回市議会提出補正予算案の概要

歳入歳出予算

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正予算の主な内容
一般会計(第4号)	21,437,491	874,314	22,311,805	電話交換事業 72 ふるさと寄附促進事業 742,255 移住支援事業 100 社会保障・税番号制度システム整備事業 10,505 国保会計繰出事業(人件費等) 1,299 国保会計繰出事業 100 成年後見制度利用促進事業 192 障害担当一般事務経費 748 手話通訳者等派遣事業 183 介護保険特別会計繰出金 △ 7,339 後期高齢者医療事業 △ 192 老人保健施設特別会計繰出金 13,687 乳幼児等医療費助成事業 24,372 こども医療費助成事業 10,383 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業 2,000 産後ケア利用助成事業 199 家庭用創エネ省エネ設備等導入促進事業 2,400 水道事業会計負担金 34 農地中間管理事業 1,492 農業生産コスト低減緊急対策事業 37,175 市営土地改良事業 19,000 田園空間総合案内所運営管理事業 100 日本のへそ日時計の丘公園管理運営事業 4,800 茜が丘宅地供給事業特別会計繰出金 112 下水道事業会計負担金 482 中学校施設営繕事業 1,000 青年の家管理運営事業(人件費補助金) 341 天神池スポーツセンター管理運営事業(人件費補助金) 454 学校給食センター特別会計繰出金 △ 2,759 人件費 △ 12,452 人件費(議員) 697 人件費(会計年度) 22,874  合 計 874,314  (財源内訳) 特定財源 772,362 一般財源所要額 101,952
【債務負担行為の追加】				
コミュニティセンター比延地区会館指定管理料				R 6～10 27,887千円
日本のへそ日時計の丘公園オートキャンプ場指定管理料(追加分)				R 6～8 9,000千円
旧来住家住宅指定管理料				R 6～8 14,205千円
交通安全施設整備工事費				R 6 4,000千円
道路改良工事費				R 6 5,000千円



道路舗装工事費				R 6	5,000千円
市単独排水路整備工事費				R 6	3,000千円
【債務負担行為の変更】					
住民税基幹システム改修委託料			R 6	補正前 1,645千円	補正後 3,933千円

特別会計	10,934,363	59,992	10,994,355		
国民健康保険特別会計(第2号)	4,286,109	35,683	4,321,792	国保一般事務経費	3,800
				国県支出金等返納事業	29,396
				人件費	2,287
				国保一般事務経費(会計年度)	200
【債務負担行為の追加】					
国保システム改修委託料 R 6	1,144千円				
学校給食センター特別会計(第2号)	328,375	△ 2,759	325,616	人件費	△ 3,219
				給食一般事務経費(会計年度)	460
老人保健施設特別会計(第1号)	442,047	13,687	455,734	人件費	9,394
				老人保健施設管理運営経費(会計年度)	4,293
介護保険特別会計(第3号)	5,095,012	△ 6,251	5,088,761	介護保険一般事務経費	1,650
				人件費	△ 8,528
				介護認定調査事業(会計年度)	301
				地域包括支援センター運営事業(会計年度)	120
				生活援助員派遣事業(会計年度)	60
				介護給付費等費用適正化事業(会計年度)	146
茜が丘宅地供給事業特別会計(第1号)	35,614	112	35,726	人件費	112
後期高齢者医療特別会計(第2号)	682,009	19,520	701,529	後期高齢者医療広域連合納付事業	18,243
				人件費	1,077
				後期高齢者医療一般事務経費(会計年度)	200

【企業会計】					
水道事業会計(第3号)		人件費			1,204千円
【債務負担行為の追加】					
市原町配水管布設替工事費 R 6	25,000千円				
下水道事業会計(第3号)		人件費			2,121千円
病院事業会計(第1号)		人件費			△11,526千円
		材料費ほか			△17,145千円

## 第98回市議会定例会提出議案の概要

### ◆議案第73号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 1 制定（改正）の理由  
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例において所要の改正を行う必要があるため。
- 2 制定（改正）の概要  
地方自治法の条ずれに伴い、次の各号に掲げる条例の規定中同号に掲げるとおり引用条項を改正する。
  - (1) 西脇市病院事業の設置等に関する条例  
第6条中「第243条の2の2第8項」→「第243条の2の8第8項」
  - (2) 西脇市水道事業の設置等に関する条例  
第5条中「第243条の2の2第8項」→「第243条の2の8第8項」
  - (3) 西脇市下水道事業の設置等に関する条例  
第5条中「第243条の2の2第8項」→「第243条の2の8第8項」
  - (4) 西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例  
第1条「第243条の2第1項」 →「第243条の2の7第1項」  
「第243条の2の2第3項」→「第243条の2の8第3項」
- 3 施行期日  
令和6年4月1日

### ◆議案第74号 ふるさと西脇「日本のへそ」寄附金受入れ条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正の理由 ふるさと西脇「日本のへそ」基金に積み立てる寄附金の取扱いを変更するとともに、企業版ふるさと納税に係る寄附金の基金を造成するため。
- 2 改正の概要
  - (1) 企業版ふるさと納税に係る基金造成【第2条第1項ほか】  
企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）を用途指定できる寄附金に追加
  - (2) 基金に積み立てる寄附金の変更【第5条第1項】  
寄附金全額→寄附金－（①事業関連経費＋②現年度事業費）
  - (3) その他所要の改正
    - ア 個人版・企業版の区分に応じた基金積立て【第5条第2項】
    - イ 企業版に係る基金処分の追加【第9条】
- 3 施行期日  
令和6年4月1日。ただし、改正後の第2条及び第5条第2項の規定は公布の日

**◆議案第75号 西脇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について**

1 改正の理由

一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行うため。

2 改正の概要

(1) 給与条例の改正（令和5年4月1日適用）【第1条関係】

ア 給料表の改正〔全職種〕（別表関係） 平均 1.1%の引上げ

イ 期末・勤勉手当の支給月数の引上げ（第32条関係）

(ア) 再任用職員以外の職員〔賞与全体：年間 4.4月→年間 4.5月〕

6月期 2.20月→2.20月（支給済）

12月期 2.20月→2.30月

(イ) 再任用職員〔賞与全体：年間2.30月→年間2.35月〕

6月期 1.15月→1.15月（支給済）

12月期 1.15月→1.20月

(2) 給与条例の改正（令和6年4月1日施行）【第2条関係】

ア 在宅勤務手当等の新設（第20条の2関係） 月額 3,000円

イ 期末・勤勉手当の支給月数の按分（第32条関係）

(ア) 再任用職員以外の職員〔賞与全体：年間 4.5月〕

6月期 2.20月→2.25月

12月期 2.30月→2.25月

(イ) 再任用職員〔賞与全体：年間2.35月〕

6月期 1.15月→1.175月

12月期 1.20月→1.175月

(3) 会計年度任用職員条例の改正（令和5年4月1日適用）【第3条関係】

給与条例の改正に伴う給料表の改正

(4) 会計年度任用職員条例の改正（令和6年4月1日施行）【第4条関係】

勤勉手当の新設〔賞与全体（参考）：年間 2.4月→年間 4.5月〕

6月期 1.025月

12月期 1.025月

(5) 任期付職員条例の改正（令和6年4月1日施行）【第5条関係】

ア 特定任期付職員の給料表の改正

イ 特定任期付職員の期末手当の支給月数の引上げ

〔賞与全体：年間3.30月→年間3.40月〕

6月期 1.65月→1.70月

12月期 1.65月→1.70月

3 施行期日等

(1) 第1条関係（給与・賞与）

公布の日（令和5年4月1日遡及適用）

(2) 第2条関係（賞与）

令和6年4月1日

- (3) 第3条関係（会計年度給与） 公布の日（令和5年4月1日遡及適用）
- (4) 第4条関係（会計年度勤勉手当） 令和6年4月1日
- (5) 第5条関係（任期付職員） 令和6年4月1日

**◆議案第76号 西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**

1 改正の理由

西脇市一般職の職員の給与に関する条例の改正及び特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行うため。

2 改正の概要

市長、副市長、教育長、議会議員、病院事業管理者の期末手当の支給月数を職員と同様の4.5か月（現行4.4か月）に改める。

区 分	5年度（改正前）	5年度（改正後）	6年度（改正後）
6月期	2.20月	2.20月	2.25月
12月期	2.20月	2.30月	2.25月

3 施行期日等

公布の日（令和5年12月1日遡及適用）

**◆議案第77号 西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、出産する予定又は出産した国民健康保険の被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の免除に係る規定を新設するため。

2 改正の概要

出産する被保険者（出産被保険者）の国保税について、産前産後期間相当分の所得割額と均等割額を免除する。

(1) 産前産後期間（第28条第3項各号）

出産予定月の前月から翌々月までの4か月（多胎妊娠の場合は、出産予定月の3月前から翌々月までの6か月）

(2) 免除の対象となる国保税（同）

産前産後機関における出産被保険者の所得割額及び均等割額  
⇒医療分、後期支援分、介護分（該当の場合のみ）のいずれについても免除（平等割は免除対象外）

(3) その他

ア 出産被保険者に係る届出の規定を新設（第28条の3）

イ 令和5年度の対応（経過措置）について（附則）

令和6年1月1日施行のため、令和5年度は令和6年1月～3月分の国保税が免除対象となる。

⇒免除対象者：令和5年11月以降の出産被保険者

3 施行期日等

令和6年1月1日

**◆議案第78号 令和5年度西脇市一般会計補正予算（第4号）**

- ・ふるさと寄附促進事業
- ・社会保障・税番号制度システム整備事業
- ・成年後見制度利用促進事業
- ・農業生産コスト低減緊急対策事業
- ・市営土地改良事業
- ・人件費
- ・上記のほか、所要の補正（債務負担行為を含む。）

**◆議案第79号 令和5年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**

- ・人件費ほか所要の補正（債務負担行為を含む。）

**◆議案第80号 令和5年度西脇市立学校給食センター特別会計補正予算（第2号）**

- ・人件費の補正

**◆議案第81号 令和5年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）**

- ・人件費の補正

**◆議案第82号 令和5年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第3号）**

- ・人件費ほか所要の補正

**◆議案第83号 令和5年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計補正予算（第1号）**

- ・人件費の補正

**◆議案第84号 令和5年度西脇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

- ・人件費ほか所要の補正

**◆議案第85号 令和5年度西脇市水道事業会計補正予算（第3号）**

- ・人件費ほか所要の補正（債務負担行為を含む。）

**◆議案第86号 令和5年度西脇市下水道事業会計補正予算（第3号）**

- ・人件費の補正

**◆議案第87号 令和5年度西脇市病院事業会計補正予算（第1号）**

- ・人件費ほか所要の補正

**◆議案第88号 西脇市公平委員会委員の選任について**

- ・委員3人のうち、1人が任期満了
- ・角 田 幸 子（再）
- ・任期4年

**◆議案第89号 西脇市固定資産評価審査委員会委員の選任について**

- ・委員4人とも任期満了
- ・竹中 信 策（新）
- ・細川 浩 子（新）
- ・宮崎 ちえみ（新）
- ・内橋 好 克（再）
- ・任期3年

**◆議案第90号 西脇市教育委員会委員の任命について**

- ・委員4人のうち1人が任期満了
- ・柴垣 美 紀（再）
- ・任期4年

**◆議案第91号 西脇市コミュニティセンター比延地区会館の管理に係る指定管理者の指定について**

- ・引き続き「比延地区自治協議会」を指定管理者に指定する。
- ・期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（債務負担行為あり）

**◆議案第92号 西脇市旧来住家住宅の管理に係る指定管理者の指定について**

- ・引き続き「西脇商工会議所」を指定管理者に指定する。
- ・期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間（債務負担行為あり）

**◆議案第93号 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の変更について**

1 改正の理由

児童福祉法の改正に伴い、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の改正が必要となるため。

2 改正の概要

組合の共同処理する事務（第3条）を改め、対象児童及びセンターの役割を明確にする。

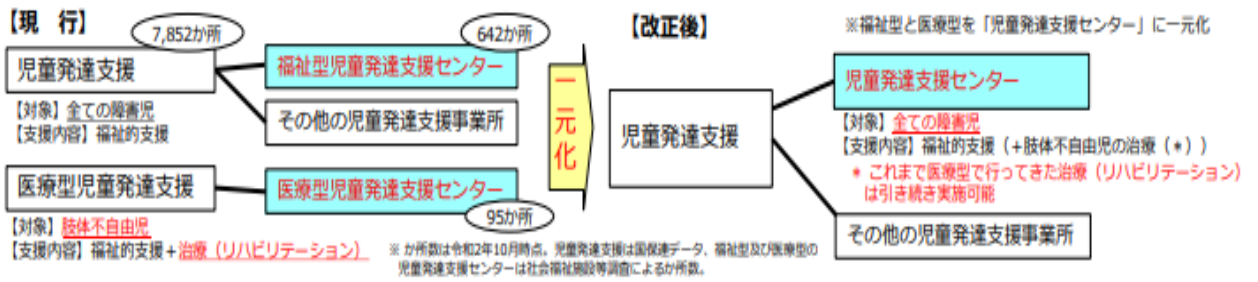
法改正の内容

(1) 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。

⇒障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

(2) 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。

⇒多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。



3 施行期日  
令和6年4月1日

## 役員構成替えに向けた運営方法の確認について

### 1 正副議長の同一委員会所属について

第5期から議長が常任委員会に所属したままになったところであるが、正副議長が同一の委員会に所属することを排除する規定はなく、現に、同一の委員会に所属している。

しかしながら、行動を共にする機会も多くあるなど議会運営を考えると、同一の委員会に所属することに何らかの配慮が必要ではないか。

- ・同一委員会所属を可とする。
- ・同一委員会所属を可とするが、可能な限り調整する。
- ・同一委員会所属を不可とする。

### 2 議会運営委員会運営委員会運営要綱の取扱い等について

(1) これまでの決定事により、「会派枠」と「委員長枠」は別枠のものであり、2人会派から「会派枠」と「委員長枠」で、2人の選出は可能とされてきたところ、2人とも委員長になった場合における「会派枠」と「委員長枠」の整理が必要ではないか。

- ・特にこだわる必要はない。
- ・2人とも「委員長枠」と据える。
- ・問題がなければどちらかが副委員長を選出

(2) 副議長は会派に所属できるが選出対象でないことから、2人会派から副議長が選出された場合、必然的にもう一方の議員が「会派枠」で選出されることになるが、この場合にも「会派枠」と「委員長枠」の重複の可能性が生じる可能性があるが、

- ・特にこだわる必要はない。
- ・「委員長枠」と据える。

(3) これまでの決定・確認事項

ア 会派から選出される「会派枠」と常任委員長の「委員長枠」

➡ 会派枠の委員が定数の6人に満たない場合

→ 総務産業・文教民生常任委員会の両委員長を充てる「委員長枠」= 2人を追加

→ 「会派枠」が5人の場合は、プラス2人で、この場合  
に限り、定数を7人とする。



→「委員長枠」を使用するときは、議会運営委員会委員より、両委員長の決定が先

➡「会派枠」3人以下、「委員長枠」2人で、定数6に満たない場合

→会派に所属する議員以外の議席番号の大きい議員から、定数に達するまで補充していく。

例) 2人会派のうち1人が常任委員長となった場合でも「会派枠」は消滅せず、結果的に2人の選出もあり得る。

イ 「会派枠」と議会運営委員長

「会派枠」から議会運営委員長が選出された場合は、当該委員長の所属する会派から議会運営委員への補充はしない。

(参考)

### ○議会運営委員会運営委員会運営要綱の取扱い等について

(委員の選出基準)

第2条 委員会は、次の基準により委員6人(6人に満たない場合は、総務産業及び文教民生の各常任委員会委員長2人を加え最大7人)を選出するものとする。ただし、議長及び副議長は、委員に含まないものとする。

- (1) 会派に所属する議員数が2人以上4人以下の場合 1人
- (2) 会派に所属する議員数が5人以上7人以下の場合 2人
- (3) 会派に所属する議員数が8人以上の場合 3人

2 前項に規定する定数に満たない場合は、原則として当選回数が多い議員で、年長のもの(会派に所属する議員を除く。)から選出し、定数を超える場合は、議長が指定する方法により選出する。

### ○申し送り事項

3 議会運営委員会

(2) 委員の選出及び交代

① 委員の選出

- ・委員は、『議会運営委員会要綱』に基づき選出する。
- ・会派の委員は、原則として当選回数が多い年長者から選出する。

↳ (入れ替わりも必要であることからあえて「原則」)

② 会派委員の途中交代

- ・会派選出の委員が任期途中で交代する場合、議会運営委員会に諮り当選回数が多い議員で年長者以外の議員から委員を選出することができる。